

令和5年1月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和5年1月19日（木） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育次長兼教育総務課長	森井克則
学校教育室長	東浩朗
こどもえがお部長	川浦幸次
こども政策課長	森本美津子
教育総務課参事	大前満
- ・事務局

教育総務課課長補佐	萬田正英
教育総務課主査	芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第30号
羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 日程第4 報告第14号
学校ICT環境整備に係る電子黒板機能付き大型液晶
モニターの取得について

日程第 5 報告第 15 号
後援名義の使用許可について

日程第 6 その他
・日程調整など

開会：午前10時00分

- 会議に先だち、教育総務課課長補佐より次のとおり口頭にて報告等がありました。

《教育総務課課長補佐》

皆さま、定刻となりましたので、令和5年1月期の定例教育委員会会議を開催いたします。

会議に先だちまして、ご報告申し上げます。

令和4年11月30日に開催されました令和4年羽曳野市議会第4回定例会本会議におきまして、村田教育長の任命に係る同意について議案を提出させていただき、議会の同意を得ました。

12月26日付で山入端市長より辞令交付を行いまして、引き続き再任いただくこととなりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、村田教育長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

《教育長》

ただいま報告にありましたように、令和3年4月1日から1年9ヶ月、教育長をさせて頂きました。

皆様のご協力をいただき、現場との意見交流会をはじめ新たな動きを作っていただきました。また、市長が変わられ今までの教育課題を少しずつ整理していますが、新たな課題もどんどん出てきます。

課題解決のために知恵をいただきながら、今後も進めて行きたいと思っていますので、令和7年12月25日まで、よろしくお願いいたします。

○教育長より、教育長職務代理者に奥野委員の指名があり承諾を得ました。

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 1月9日に、はびきのコロセアムにおいて、20歳の集いが行われました。
- (2) 1月12日に、校長会が行われました。
- (3) 1月16日に、教頭会が行われました。
- (4) 1月18日に、はびきの埴生学園に多治見市教育委員会から視察に来了られました。

日程第3 議案第30号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の
制定について

- こども政策課長より、資料に基づき、羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《こども政策課長》

本市の就学前教育・保育施設については、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、再編・統合を進めているところです。

白鳥幼稚園については、在園児が卒園する令和4年度末をもって廃止することとし、「羽曳野市立教育・保育施設設置条例」から削除することを教育委員会に対し承認を得ようとするものです。また、同時に廃止とする島泉保育園の項も併せて削除いたします。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

なお、令和5年第1回定例市議会へ上程し、当該条例が議決されたのち、関係例規の整備を行おうとするものです。

資料については、現時点での改正案です。

説明は以上でございます。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 報告第14号

学校 ICT 環境整備に係る電子黒板機能付き大型液晶モニター
の取得について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、学校 ICT 環境整備に係る電子黒板機能付き大型液晶モニターの取得について説明と報告がありました。

《教育総務課課長補佐》

学校 ICT 環境整備に係る電子黒板機能付き大型液晶モニターを物品購入契約するにあたり、予定価格が 20,000,000 円以上の契約となり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決が必要となるため、第4回定例市議会において議案を提出するに際し、教育委員会の意見の有無を確認するものでしたが、本件については、議案提出日までに、当該議案に係る意見の確認が不可能であったため、「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条の規定を適用し、教育長が臨時に代理を行い「意見なし」となりました。 本報告は、同規則第4条第2項に基づく報告です。説明は以上になります。

《各委員意見・質問なし》

日程第5 報告第15号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの4件になります。

1件目は、専決日令和4年12月22日、団体名は「特定非営利活動法人 子ども・若もの支援ネットワークおおさか」、事業名は「2002年度 南河内子育て連

続講座」です。

2 件目は、専決日令和 4 年 12 月 26 日、団体名は「NPO 法人 南河内こどもステーション」、事業名は、人形劇「十二支のはじまり」鑑賞とワークショップです。

3 件目は、専決日令和 5 年 1 月 16 日、団体名は「特定非営利活動法人 はみんぐ南河内」、事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。

4 件目は、専決日令和 5 年 1 月 18 日、団体名は「羽曳野市サッカースポーツ少年団」、事業名は「第 5 回 スーパー コノミヤ カップ」です。

説明は以上でございます。

《各委員意見・質問なし》

日程第 6 その他

(1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 2 月定例教育委員会議を、2 月 10 日（金）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前 10 時 40 分